

事業者各位

一般社団法人置賜労働基準協会  
会長 佐藤 良吉

### 「職長等教育」の実施について(ご案内)

事業者は労働安全衛生法第六十条に基づき、新たに職務につくことになった職長、または作業中の労働者を直接、指導・監督する者(作業主任者を除く)に対し職長等教育を行わなければならないことになっております。

このたび、当協会では標記の講習を、下記により開催することになりました。

時節柄お忙しいことと存じますが、該当者を是非受講させて下さるようご案内申し上げます。

なお、本教育修了者には修了証を交付いたします。

労働安全衛生法 抜粋

#### 法 第六十条

事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 三 前二号のほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの。

#### 記

#### 1. << 米沢会場 >>

- ① 日時 2019年 5月 9日(木) 午前9時30分 ~ 午後5時まで  
10日(金) 午前9時00分 ~ 午後5時まで
- ② 会場 アクティール米沢 (米沢市西大通り1-5-5 TEL 21-5655 )

#### 2. << 長井会場 >>

- ① 日時 2019年 5月23日(木) 午前9時30分 ~ 午後5時まで  
24日(金) 午前9時00分 ~ 午後5時まで
- ② 会場 置賜生涯学習プラザ (長井市九野本1235-1 TEL 84-6900)

#### 3. 対象業種 製造業、電気・ガスの事業、自動車整備業、機械修理業

- #### 4. 教育科目
- ① 作業手順の定め方
  - ② 労働者の適正な配置の方法
  - ③ 指導及び教育の方法
  - ④ 作業中における監督及び指示の方法
  - ⑤ 危険性又は有害性等の調査の方法
  - ⑥ 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置
  - ⑦ 設備、作業等の具体的な改善の方法
  - ⑧ 異常時における措置
  - ⑨ 災害発生時における措置
  - ⑩ 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法
  - ⑪ 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引出す方法

- #### 5. 受講料
- 協会会員 18,000円 会員外 23,000円 (テキスト代と2日分の昼食代を含む)

# 申 込 要 項

- 受講申請 ・ 下記の申込書に記載・捺印の上、現金を添えて申込みください。  
 ・ FAXで申込みの場合、受講券と振込用紙を送付いたします。

申 込 先 ・ 一般社団法人置賜労働基準協会 〒992-0012 米沢市金池1-4-20  
 TEL 0238-21-5678 fax 0238-21-5679

申込締切 ・ それぞれの講習開始日の7日前 ※ただし定員(36名)に成り次第、締切らせていただきます。

- 注意事項 ・ 講習日前々日までの受講取消しの際は受講料を返金させていただきます。  
 ・ 申込書記入欄不足の場合はコピーでご対応ください。  
 ・ 受講料の納付がなければ受講申込受付が完了いたしませんので、早目に納付手続きをお願いいたします。

**※FAX送付先 0238-21-5679**

## 職長等教育受講申込書

受講会場	※ 受講を希望される方の口に、レ印を付してください。 <input type="checkbox"/> 米沢会場(5月9,10日) <input type="checkbox"/> 長井会場(5月23,24日)				
受 講 者	(ふりがな)	生 年 月 日		◇	
	氏 名				
	( )	昭和・平成	年	月	日
	( )	昭和・平成	年	月	日
	( )	昭和・平成	年	月	日
	( )	昭和・平成	年	月	日
所 在 地	〒				
	TEL 0238 ( )				
事 業 場 名	(印)				
ご 担 当 者	所属部課	氏 名			

↑ 申込み内容の確認等の事務連絡、資料の送付業務等を円滑に計るために必ずご記入ください。

※ 上記の通り 名分計 円  現金(受講料)を添えて申込みます。  
 FAXで申込書を送付しますので送付される振込用紙で振込みます。

年 月 日

一般社団法人置賜労働基準協会会長宛